



鳥取県公報

令和8年5月15日（金）
第9789号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更（296）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	一般国道の供用の開始（297）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（298）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（299）（米子養護学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件）（経営支援課）・・・・・・・・・・ 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・4・2号南北線

鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

鳥取都市計画道路3・4・5号丸山浜坂線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・4・2号南北線

追加する部分

鳥取市大桒、嶋、徳尾、徳吉、五反田町、安長、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、賀露町、南隈、晩稲、江津、浜坂、山城町及び覚寺

(2) 鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

変更する部分

鳥取市千代水三丁目、千代水四丁目、浜坂、山城町及び覚寺

(3) 鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

変更する部分

鳥取市徳尾

(4) 鳥取都市計画道路3・4・5号丸山浜坂線

変更する部分

鳥取市江津

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年5月15日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
179号	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字上村後1445-1地先から同町はわい長瀬字五ノ中浜1615-1地先まで	令和8年5月18日

鳥取県告示第298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
ネーミングライツ契約に係る対価の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課
課長補佐 金田 健志
- 3 委任期間
令和8年4月16日から令和9年3月31日まで

鳥取県告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立米子養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立米子養護学校けんべいショップ 実行委員会 会長 福谷 志摩	米子市蚊屋343	令和7年4月1日	令和8年4月24日	令和8年5月12日から 令和9年3月24日まで

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
琴浦町大字浦安字中畦59-1	田	252
琴浦町大字浦安字中畦59-2		1,300
琴浦町大字浦安字中畦60-1		1,400
琴浦町大字竹内字西下1049		2,997
琴浦町大字竹内字西下1050		3,198

- 2 申請に係る農地の利用の現況
農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由
当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。
- 5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の	存 続	借賃に相当する補	補償金の支払の方法

	始期	期間	償金の額 (円)	
琴浦町大字浦安字中畦59-1	令和8年 9月1日	10年	17,810	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
琴浦町大字浦安字中畦59-2			91,860	
琴浦町大字浦安字中畦60-1			98,930	
琴浦町大字竹内字西下1049			243,030	
琴浦町大字竹内字西下1050			259,330	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年5月29日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北栄町大谷字上白水橋2241	畑	786

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)	補償金の支払の方法
北栄町大谷字上白水橋2241	令和8年 8月1日	5年	16,915	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年5月29日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年5月15日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
初心者講習		令和8年6月9日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習		令和8年6月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年5月15日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年6月7日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ-射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和8年6月7日 午前9時から午前 11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和8年6月8日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和8年6月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年6月2日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年6月9日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年6月16日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年6月23日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年6月30日	〃	〃	〃	〃

午前10時から午後 2時30分まで				
----------------------	--	--	--	--

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。